

日連4第1194号  
(総1第115号)  
令和5年2月14日

税理士会会長 様

日本税理士会連合会  
会長 神津 信一  
(公印省略)

**商業・法人登記のオンライン申請等における  
「インターネット版官報」の利用について（周知依頼）**

標記の件について、国税庁から別紙のとおり周知依頼がありました。  
つきましては、貴会会員に周知くださいますよう、よろしくお願いいたします。



官 税 1 - 7  
令和5年2月10日

日本税理士会連合会  
会長 神津 信一 殿

国税庁 長官官房総務課  
税理士監理室長 鈴木 友康

商業・法人登記のオンライン申請等における  
「インターネット版官報」の利用について（周知依頼）

平素から税務行政に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記の件について、政府においては、令和5年1月27日付け閣議了解（行政手続における官報情報を記録した電磁的記録の活用について）により、官報（紙面）とインターネット版官報（注1）の同一性が確保されたことを踏まえ、同日以降に、官報を添付書面として提出すべき申請（注2）をオンラインで行う際、官報（紙面）の代わりにインターネット版官報を送信することができるようになりましたので、以下の事項について、各税理士会及び各支部の税理士の皆様へ周知していただきますようお願い申し上げます。

（注1）国立印刷局HPに掲載：<https://kanpou.npb.go.jp/>

（注2）法令の規定に基づき「公告をしたことを証する書面」を添付すべき登記申請等のうち、  
（公告を官報で行った場合に）「公告をしたことを証する書面」として官報を添付するもの。

記

1 登記申請におけるインターネット版官報の送信について

登記申請については、令和5年1月27日以降、法令の規定に基づく登記申請をオンラインにより行う際に、「公告をしたことを証する書面に代わるべき情報」として、官報の該当ページについてダウンロードしたインターネット版官報（電子ファイル（PDF））を送信することが可能となります。

（参考）商業・法人登記のオンライン申請について

法務省HP：<https://www.moj.go.jp/MINJI/minji60.html>

## 2 その他の手続におけるインターネット版官報の活用について

その他の手続についても同様に、法令の規定に基づき、「公告をしたことを証する書面」として官報を添付する場合には、インターネット版官報を活用することが可能となります。

(参考)「公告をしたことを証する書面」を添付すべきこととしている法令の規定  
組合等登記令第20条(合併による変更の登記の申請)

連絡先：国税庁 長官官房総務課  
税理士監理室 税理士第一係  
TEL 03-3581-4161 (内線 3372・3402)  
担当：稲野・石森